

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成23年2月25日号（笠縫地区・双柳南部地区 ***合併号***）

～笠縫地区及び双柳南部地区の事業進捗状況等についてお知らせします～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、笠縫地区・双柳南部地区における事業進捗の状況や、笠縫地区で行われました進捗状況説明会についてお知らせいたします。

§ 平成22年度 工事進捗状況について §

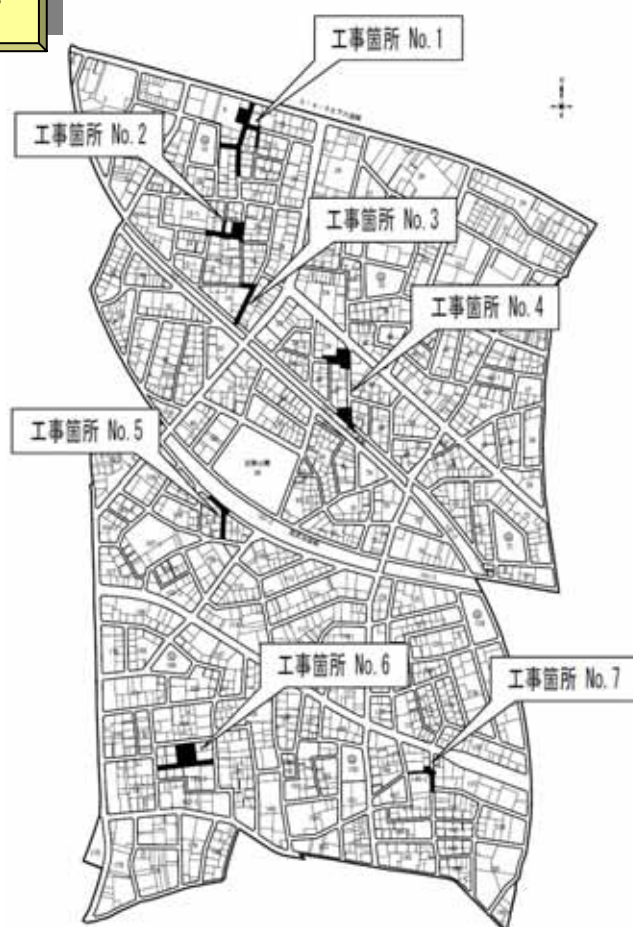
平成22年度も1ヶ月あまりを残すのみとなりました。今回は、平成22年度工事の進捗状況について、お知らせいたします。

全ての工事は平成23年3月末に完成する予定です。地域の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、引き続きご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

【笠縫地区について】

現在、笠縫地区内では道路築造工事や宅地造成工事を6箇所（工事箇所 1,2,4,5,6,7）で行っています。併せて上下水道整備工事も実施しています。

また、幹線道路整備を実施するために必要な雨水管の整備を1箇所（工事箇所 3）で実施しています。



【笠縫地区工事実施箇所図】



【工事箇所 NO.2】



【工事箇所 NO.3】



【工事箇所 NO.4】



【工事箇所 NO.7】

【双柳南部地区について】

（通称）産業道路から西に向かって約50mの東原巽原線の工事は、道路築造に併せて雨水排水工事を今年度から実施しています。また、同時に公共下水道管整備も行っています。

東原巽原線から北に向かう阿須小久保線の約50mについて整備をしています。歩道整備にあたり、隣接している皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。



【双柳南部地区工事実施箇所図】

双柳南部地区工事箇所写真



【東原巽原線】



【阿須小久保線】

§ 笠縫土地区画整理事業進捗状況説明会について §

去る平成22年12月19日に、笠縫地区の事業進捗状況説明会を開催いたしました。その概要についてお知らせいたします。

【説明事項】

現在までの経緯

事業の進捗状況について（平成21年度末現在）

- ・昭和63年の事業開始から22年が経過しました。
- ・682戸の移転が完了し（移転率80.1%）、残り移転戸数は169戸となっています。
- ・公園は7箇所を計画しており、すでに加能里遺跡公園を開設し、その他1箇所を暫定解放しています。
- ・家屋移転を中心に事業を進めてきたため、幹線道路の工事が遅れている状況です。今後は道路整備にウエイトを移しつつ進捗を図ってまいります。
- ・下水道整備延長は20.2kmとなっています。（下水道整備率75.1%）

今後の事業の進め方

幹線道路の整備について

- ・2本の南北幹線道路を重点的に整備していきます。
- ・東西幹線道路（川寺岩沢線、双柳岩沢線）については、移転による道路用地の確保を進めていきます。
- ・JRと西武鉄道の4箇所の踏切整備を、今後5年間で実施する計画です。

生活道路・下水道・公園等の整備について

- ・4～6m道路についても整備を進め、砂利道は順次舗装を行います。
- ・道路用地を確保することで下水道整備を図ります。
- ・用地が確保された公園予定地については、外周の道路を整備し開設していきたいと考えています。

【 質 疑 応 答 】 （一部抜粋）

Q. 平成 27 年に区画整理は終了するのか。

A. 財政状況が厳しく長期化しています。残りの移転戸数は着実に減っていますが平成 26 年度までの完了は難しいため、事業期間の延伸をお願いしたいと考えています。

Q. 2 本の南北幹線道路の踏切整備について、どのように進めていくのか。

A. 平面交差で踏切を整備するため、整備に向けた協議を鉄道事業者と行っています。4 箇所の踏切工事は、2 本の南北幹線道路ごとに行っていきたいと考えています。

Q. 東西幹線道路の整備と下水道整備の完成に、あと 5 年というのは遅すぎないか。

A. 道路用地の一部が空いていないため、ご迷惑をお掛けしています。今後も地権者の皆様にご協力をお願いすると共に、早期完成に向けて尽力していきます。

Q. 事業開始から 20 年、住民の立場で仕事をしてほしい。速やかに事業の終了を望む。

A. 早期に事業が完了するように引き続いて努力いたします。

～ 土地区画整理事務所からのお願い～

建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第 76 条の許可申請が必要となります。

また宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入り口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、**事前確認を必ず**行って頂きますようご協力をお願いいたします。

委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係などの調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させて頂いています。代理の方は、土地所有者の方からの**委任状**が必要となりますので、ご注意ください。

電柱移設へのご協力について

土地区画整理事業では、建物移転の際に建物以外に電柱などの移転も同時に行われますが、移転先での電柱の受入れに関しては、皆様方のご協力が必要となります。電力・通信については、日常生活の中で欠かす事のできない施設でありますので、移転時における電柱の設置については、関係する皆様方のご理解ご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

権利異動の届出のお願い

区画整理地区内の土地の権利に関し、異動(所有権移転、住所変更等)がありましたら、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住 所	飯能市大字笠縫 1 1 2 - 1
電 話	0 4 2 - 9 7 3 - 8 6 8 2
Eメール	kukaku@city.hanno.saitama.jp